

環4沿道余丁町・河田町地区まちづくりニュース 第2号

平成24年2月

発行：新宿区都市計画部景観と地区計画課

第3回勉強会を開催します!!

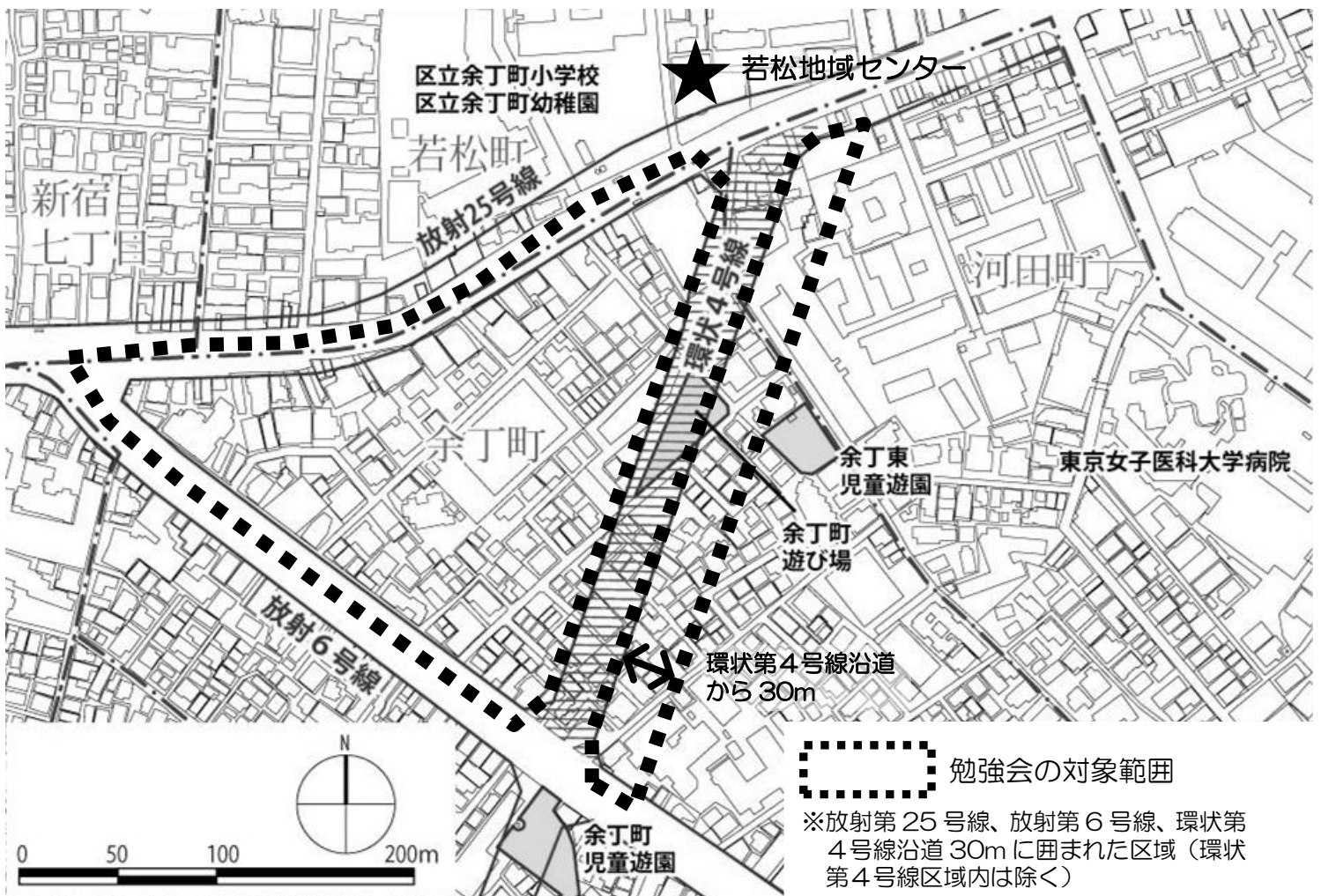
平成24年2月13日、余丁町・河田町地区における環状第4号線沿道のまちづくりについての第2回勉強会を開催し、東京都第三建設事務所による環状第4号線の事業概要の説明や、新宿区による沿道のまちづくりの説明について、地域住民の皆様からご意見・ご質問をいただきました。(2~4頁参照)

第3回勉強会では、まちづくりを検討していく上で、基本的な事項となる都市計画の内容について、下記のとおり説明する予定です。ご多忙のところ恐縮ですが、皆様のご参加をお待ちしております。



第3回勉強会の開催について

- 〈日 時〉 平成24年3月12日(月)19:00~20:30
〈場 所〉 若松地域センター第1集会室(若松町12-6、下図の★印)
〈内容(予定)〉 ・都市計画の内容について(用途地域、容積率・建ぺい率など)



第2回勉強会について報告します！！

事業主体である東京都第三建設事務所（以下、三建といいます。）は、環状第4号線の事業概要について説明し、新宿区は、区内の幹線道路沿いの街並みと他区のまちづくりの事例を紹介しました。

●勉強会(第2回)の概要

- 日時：平成24年2月13日（月）19:00～20:30
 会場：若松地域センター第1集会室
 参加者：48名
 内容：1. 環状第4号線の事業概要について
 2. 環状第4号線沿道のまちづくりについて
 ①幹線道路沿道のまちの将来像のイメージ
 ②幹線道路沿道のまちづくりの事例紹介



▲勉強会の様子

1. 環状第4号線の整備概要について

三建より以下の内容について説明がありました。

- ・環状第4号線の整備目的、整備状況
- ・環状第4号線整備後の沿道の交通処理について
- ・工事スケジュール など

※環状第4号線の詳細な内容については、第三建設事務所工事第一課にお問合わせ下さい。（4頁参照）

《主なご意見・ご質問(環状第4号線の整備について)》

- (ご質問) 環状第4号線に取りつく道路の交通処理はなるのか。**
 ⇒ (回答) 一方通行・相互通行の交通規制は現況と変わりませんが、中央分離帯ができるため、環状第4号線への自動車の出入りが現在と変わってきます。
- (ご質問) 通学路の動線はなるのか。**
 ⇒ (回答) 現在の区道に近い位置に横断歩道を設置するので、動線は大きく変わらない予定です。なお、横断歩道付近には、背の低い木を植え、視認性を確保します。
- (ご質問) 環状第4号線に自転車道を設置することは考えているのか。**
 ⇒ (回答) 自転車道は、昨今、社会問題になっていますので、現在、設置に向け、警察と協議を重ねています。
- (ご質問) 若松河田駅周辺に自転車駐輪場は設置するのか。**
 ⇒ (回答) 放射第25号線（若松町）の整備事業で、駐輪場を撤去することとなるため、現在、新宿区と協議を重ねています。
- (ご質問) 環状第4号線にパーキングメーター等の駐車スペースは設置するのか。**
 ⇒ (回答) パーキングメーターの設置予定はありませんが、停車帯の設置は予定しており、自転車道と共に、警察と協議を重ねています。
- (ご質問) 環状第4号線の歩道は、インターロッキング舗装にするのか。**
 ⇒ (回答) 現在、アスファルト舗装を予定していますが、町会からもインターロッキング舗装の要望を頂いておりますので、可能な限り検討したいと考えています。

2. 環状第4号線沿道のまちづくりについて

①幹線道路沿道のまちの将来像のイメージ

当地区における幹線道路沿道の将来像をイメージしていただくために、区内の幹線道路沿いの街並みを紹介しました。

どんな街並みが良いかな？



- 【諏訪通り(幅員 20m)】
- ・第一種住居地域
 - ・5～6階の建物が建並ぶ



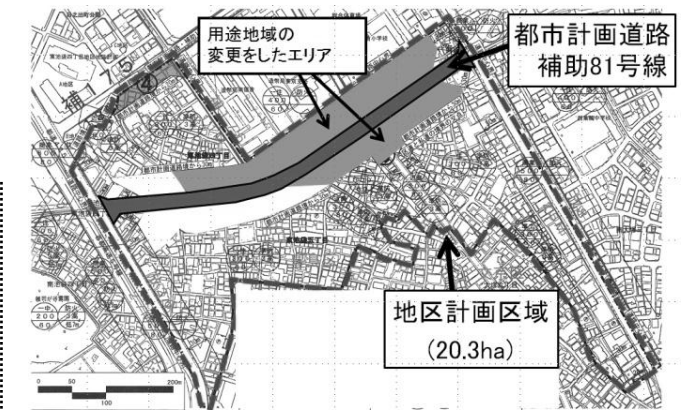
- 【山手通り(幅員 40m)】
- ・近隣商業地域
 - ・10階程度の建物が建並ぶ



- 【目白通り(幅員 25m)】
- ・近隣商業地域
 - ・低層部に商業施設が並ぶ

②幹線道路沿道のまちづくりの事例紹介(豊島区:東池袋4・5丁目地区)

新しく都市計画道路が整備されることに伴い、まちづくりを行った事例として、東池袋4・5丁目地区（豊島区）を紹介しました。



▲東池袋4・5丁目地区

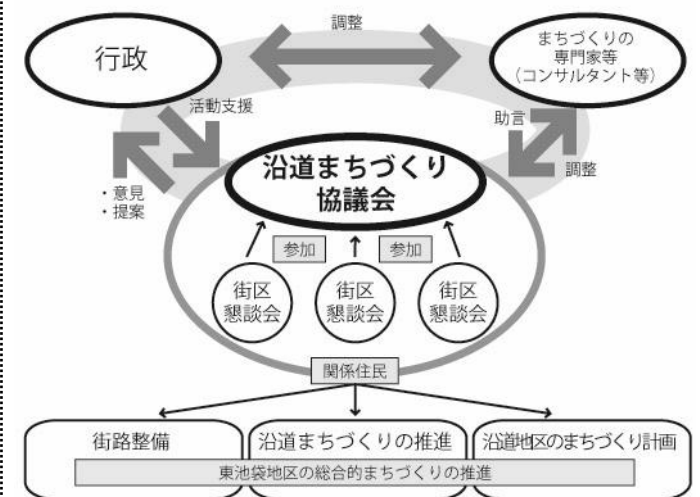
東池袋4・5丁目地区のまちづくりについて

当地区では、関係住民等が主体となって沿道まちづくり協議会を立ち上げ、都市計画道路補助81号線の整備に伴う沿道のまちづくりを進めました。

協議会は、まちの将来像をまとめ、「沿道まちづくりルール」を作成し、それを実現するための都市計画手法を豊島区へ要望しました。

豊島区は、「沿道まちづくりルール」を基に用途地域の変更や地区計画策定をしました。

- 平成16年11月
まちづくり協議会の設立
- 平成17年12月
12回の協議会を経て、沿道まちづくりルールを区へ提言
- 平成20年 6月
区が沿道まちづくりルールを基に用途地域の変更および地区計画を策定



▲沿道まちづくり協議会の位置付け

2. 環状第4号線沿道のまちづくりについて(3頁からの続き)

◀主なご意見・ご質問(環状第4号線沿道のまちづくりについて)▶

(ご質問) 用途地域等はどのように決定していくのか。

⇒ (回答) 用途地域については、東京都が関係権利者への説明など、都市計画手続きを経て、決定します。都市計画手続きに入るにあたっては、この勉強会を通して地域の皆さまのご意見を伺いながら、用途地域の都市計画案をとりまとめていきたいと考えています。

(ご質問) 勉強会の区域はどのような基準で決定したのか。

⇒ (回答) 広幅員道路が周辺の住環境へ影響を与える範囲は、おおむね沿道 30mと考えるのが一般的です。そこで、現在の用途地域の状況を考慮し、周辺の幹線道路と環状第4号線の沿道 30mに囲まれた三角形の範囲を勉強会の区域としています。

(ご質問) 豊島区のまちづくりの事例では協議会を立ち上げたとあるが、この勉強会も今後、同様な協議会を立ち上げようという考えがあるのか。また、その場合の協議会の範囲は。

⇒ (回答) 平成23年7月に環状第4号線沿道 30mに含まれる方々にのみアンケートを行ったところ、勉強会方式を進めてほしいという意見が多かったため、勉強会を開催しました。まちづくりの進め方については、地域の皆様のご意見を伺いながら、協議会方式に切り替えるなど、柔軟に対応したいと考えています。

(ご質問) 富久町でもまちづくり協議会が立ち上がっているので、紹介してほしい。

⇒ (回答) 今後の勉強会で、区内のまちづくりの状況も紹介したいと考えています。

(ご質問) まちづくりのスケジュールとして、いつ頃までに地域住民の意見をまとめ、都市計画を決定しようと考えているのか。

⇒ (回答) 地域の皆様のご意見がまとまり次第、早期にまちづくりルールを策定し、都市計画を決定したいと考えています。

(ご意見) 勉強会で都市計画の基礎知識を学んだあと、地域住民が顔を向き合わせた協議会で、まちづくりについて考えていきたい。

※「環4沿道余丁町・河田町地区まちづくりニュース創刊号」の4頁19行目に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

(誤) 補助74号線 ⇒ (正) 補助72号線



問い合わせ先

■環状第4号線沿道のまちづくりについて

新宿区都市計画部景観と地区計画課 担当：中山(祐)、矢萩、吉岡

TEL：03-5273-3831 FAX：03-3209-9227

Eメールアドレス：chikukeikaku@city.shinjuku.lg.jp

※開催された勉強会の資料等をご希望の方は、景観と地区計画課までご連絡ください。

■環状第4号線の整備について

東京都第三建設事務所工事第一課 担当：佐野、佐々木

TEL：03-3387-5349 FAX：03-3387-5140

この用紙は、再生紙を使用しています。